

第4回

乞食小屋主のはなし

令和4年11月12日(土) 13時30分～15時

於 大東コミュニティセンター 多目的ホール

はじめに

1) 芦東山と乞食小屋主との交流

仙台市在住の小説家・熊谷達也氏の小説『無刑人 芦東山』(潮出版社、2021年)の最後の方に、室根山に登った芦東山が「大原の岩右衛門」と名乗る乞食小屋主と会話を交わしたうえ、学問をするのに身分など一切関係ないから、学問をしたければいつでも訪ねてきなさいと誘う場面が描かれる。

乞食(乞喰とも書く)は、江戸幕府法では非人と呼んでいる被差別民と同様な身分の者で、江戸時代においては、武士はもとより百姓・町人も彼らとの接触を極力忌避した。その住居の主が乞食小屋主である。この住居には小屋主の家族のほか手下の乞食も住んでいたと思われる。芦東山がこのような卑賤視された乞食である岩右衛門と言葉を交わした場面は、芦東山という人物をみるうえで注目される。

しかも、この小説の場面は作者の創作ではなく、一定の史実に裏付けられている。すなわち、芦東山没後にその言行等を弟子が編集した書に『玩易斎遺稿』という本がある。現在信山社という出版社から活字本が刊行されているが、その508～513頁に東山が安永3年(1774)頃にしたと思われる文章が載っており、そのなかに次のような文句がある。

・「東山大原村の丐者(=乞食)岩七という者、嘉肴を持ち来たりて余に贈る」

現在の一関市大東町大原に岩七と岩右衛門という乞食の親子と思われる者がおり、彼らは時折東山に食物を届けたらしい。

・「何様なる乞食も、同じく是れ天地万物の靈仁義固有の天性を備える人民にて、匪人(=非人)というべからざる品々、明白なり」

「後世の和俗、およそ丐乞の人を非人と号して平生の辞となすは、はなはだよろしからず、何様の丐者も皆我と同じ人体の人を匪人と号す、痛み入りたることというべし」

乞丐(=乞食)は我々と同じ人間であり、それを非人(=人にあらず)と呼ぶのはよくないことだ。(かたい=傍居=道路の傍などにいて人に金品を乞い求めるもの)

・「何様の乞食する者も、(中略)その身分相応の師範を求め、人の人たる道を知るように学問成就すれば、玄黙安静休徳の真人となること疑いなし」

乞食であっても適切な教師を得て学問すれば、もの静かで立派な徳をもつ「真人」となることは疑いない。

以上のような文章から、東山が乞食を決して差別せず、それどころか乞食も我々と同じ人間であり、教師を得てしっかり学問すれば「真人」となることができると考えていたことを理解できる。

芦東山の日記を活字化した日本政治思想史家・橘川俊忠氏は、このような東山の思想を「平等主義」と呼んでいるが(同氏編『芦東山日記』(平凡社、1998年)「解説」18～20頁)、儒教思想の枠内という限定はあるものの、確かに江戸時代の思想家としては、被差別民を差別していない点で注目に値しよう。

2) 芦東山が期待する乞食小屋主の職務

それでは、このような仙台藩領の乞食小屋主、さらには他の被差別民は一体どのような社会的存在だったのだろうか。結論を先取りしていえば、彼らは、その社会的役割の1つとして、仙台藩の警察機構の最底辺を担っており、また、磔等の死刑に際してはその執行人としての役割を果たし、さらに、刑死した死骸の晒し場の番人としても使用された。

こうした彼らの役割のなかで、芦東山は、宝暦4年(1754)正月付けで藩に提出した上書において、とくに乞食頭の犯罪捜査や被疑者の捕縛に当たって果たす役割に期待を示す(滝本誠一編『日本経済大典』11巻(明治文献、1967年)413～418頁)。

すなわち、城下の目明かしが支配する乞食頭という者が在々におり、彼らは「民間少分ずつの助力をもって、十村一軒と申すように所々に小屋を相掛け、乞食・諸悪者どもの仕置き」をしている。彼らは、盗賊等のお尋ね者があるときには、「御領内は申すに及ばず、他領へ逃げ走り候者にてても大方見出し申し候」。

そこで、「乞食頭ども盗賊人見当たり候はば、盗む盗まずの時にいかかわらず、何方なりとも見当たり次第召し捕らえ候はば、右ご褒美として盗賊一人召し捕らえ候者には、金二両ずつ」を与えるようにする。このように乞食頭を活用すれば、盗賊どもはことごとく領内から立ち退くだろう、というのである。

この東山の提言で「乞食頭」と呼ばれているのは、彼らは10村に1軒いるとの指摘からすると、むしろ乞食小屋主を指しているだろう。彼らに褒美を与えて活用すれば盗賊がいなくなるとの指摘はだいぶ単純すぎると思われるものの、乞食小屋主の社会的機能の一端をそれなりに捉えているといえよう。そこで、以下、彼らがいかなる社会的存在であったかを、いささか具体的にみていきたい。なお、はなしの内容上いわゆる差別用語がよく出てくるが、すべて歴史用語として使用することはいうまでもない。

I 江戸・大坂の非人

① 江戸(参考：石井良助「近世賤民に関する若干の考察」その他)

江戸では、仙台藩・一関藩が乞食と呼んでいる被差別民を非人と称している。そこで本題に入る前に、そもそも江戸における非人はどのような存在だったかを確認しておきたい。

非人の生業は物貰いと紙くず拾い、それに牛馬の皮剥ぎ等が主であるが、彼らは始期は不明ながら、少なくとも近世中期以降は一定の集団を形成していた。

彼らが多く住む地域が江戸には何ヶ所もあったが、規模の大きなものは、寛政12年(1800)の調査で、浅草の368軒と品川の236軒だった。この軒というのは小屋数で、この小屋のなかに小屋頭と、その小屋頭に従っている抱え非人がいたから、人数は相当多くなる。具体的には天保12年(1841)の調べで、浅草4,029人、品川142人などという数字が紹介されている(この数字には検討の余地があるかもしれない)。なお、浅草の非人集団を支配している非人頭として車善七、品川のそれとして松右衛門が知られている。

この非人集団は全体として、穢多頭^{えたがしら だんざえもん}の弾左衛門の支配下にあった。穢多は非人が剥いだ牛馬の皮を加工することを主な生業としている被差別民で、弾左衛門は江戸や関東に住んでいる穢多を支配していた。従って、穢多頭の弾左衛門は、穢多と非人を中心に、その他数種の被差別民を支配下においていた。

この弾左衛門は、太鼓^{たいこ}や雪駄^{せった}などの革類と灯心^{とうしん}の製造・販売を独占的に認められており、豪勢な生活振りだったといわれている。浅草の当時新町^{しんちやう}と呼ばれていた場所に1万4千坪余の集住地をもち、弾左衛門の屋敷は2千6百坪ほどあって、1万石の大名の屋敷にも劣らないといわれるほどだった。

この穢多頭・非人頭の支配下にある非人は、それぞれ物貰いや紙くず拾いなどの生業をする地域を割り当てられており、差別される存在ではあったが、それなりに生業を行う保障を得ている集団だった。この保障のいわば対価として、彼らは一定の刑罰執行の際の手伝いを要求された【資料1】。しかし、警察業務への関与はさほど存在しないように思われる。

② 大坂(参考：岡元良一『大坂の世相』その他)

これに対し、大坂の非人は警察業務に大きく関与していた。彼らは、近世初期に道頓堀^{どうとんぼり}・天王寺^{てんのうじ}・蔦田^{とびた}・天満^{てんま}の4ヶ所に集住させられており、ここから彼らは四ヶ所ないし四箇^{しかしよ}と称された。また、垣外^{かいと}・長吏^{ちやうり}(広義)とも呼ばれた。

北崎豊二『近代大阪の社会史的研究』(法律文化社、1994年)6・7頁によれば、各垣外の広さと人口は次の通りである。

道頓堀 = 1,344 坪(宝暦年間、1760 年前後) 343 人(寛政元年、1789 年)

天王寺 = 1,500 坪(?) 379 人(同上)

蔦田 = 不明 266 人(同上)

天満 = 522 坪(明治5年、1872年) 170 人(同上)

計 1,158 人

それぞれの集住地では、長吏(狭義)・二老・組頭・小頭・若い者・弟子などといった階層があって強い統制が加えられたらしい。この階層のうち小頭や若い者が犯罪者の探索や捕縛に携わった。彼らは脇差^{わきざ}しや十手^{じって}を帯びて警察業務に従事する一方、その権威を笠に着て米銭を強要したり犯罪者を勝手に見逃したりの弊害も生じるようになった。

なお、非人は、この警察業務のほかに牢番・罪人の護送・刑場内外の警備などもその任務としたらしい。

③ 野非人^{のびにん}

江戸・大坂に限ったことではないが、これらの集団に属せずに物貰いなどを行う非人もおり、彼らは野非人と呼ばれた。彼らは、飢饉その他の理由で諸国から都市に流入した人々であり、いわば隠れて物貰いなどをせざるを得ない人々だった。それゆえ、非人集団に属している非人からすれば、自分たちの独占的な生業の地域を不当に侵害する者であり、排除すべき対象であった。

II 仙台藩領の乞食のあり方

次に、仙台藩領全体の乞食小屋主がどのような存在だったのかである。

まず、『秘蔵録』^{ひぞうろく} 巻1「穢多・癩人^{えた らいじん}・香具並^{やし}びに在々角力^{すもう}のこと」(鈴木省三編『仙台叢

書』10 卷（仙台叢書刊行会編、1926 年）173 頁）は、年不詳ながら近世後期の「乞食小屋主惣人数」として、小泉河原^{こいずみかわら} 17 軒、在々 173 ケ所という数字を掲げている。『宮城県史』2・近世史（宮城県、1966 年）135 頁によれば、寛文 4 年（1664）の村数は 970 ケ村であるから、これを在々 173 ケ所で割れば 5、6 ケ村に 1 軒の割合で乞食小屋主がいたことになる。

これらの小屋主を統括する者として、彼らの上に乞食頭がいた。その人数は不明だが、あるいは郡ないし代官区に 1 人といった具合だったろうか。

彼らの生業は、乞食小屋主という名称からして、民間の吉凶時あるいはその他日常的な物貰いであったと思われるが、上記の数値は小屋数であり、その小屋には小屋主の家族のほか抱えの乞食がいただろうから、人数はさらに大きくなろう。彼らには、物貰いをできる一定の領域が決められており、そこで独占的に物貰いを行うことができたと思われる。そのため、この独占的領域に未組織の乞食・勧進・浪人等^{かんじん}の他所者が入ってきた場合には、それを排除して自分たちの權益を守るとともに、押し乞い等から村民を守ることも重要な任務だった。

このような他所者排除の延長線上に、彼らに一定の警察的機能が付与されることになる。その関係資料として、さしあたり 2 点掲げよう。

① 寛政 4 年（1792）6 月、目明かし清兵衛が乞食に申し渡した掟（吉田『仙台藩刑事法の研究』（慈学社、2012 年）75～80 頁）の大意

- ・乞食にはその身分標識として焼き印を捺した 5 寸四方の板札が渡されて、乞食はそれを下げて歩かなければならなかった。
- ・当初は乞食が三味線や鼓を用いて渡世することが禁じられていたが、宝暦 11 年（1761）頃にそれが解禁された。
- ・乞食の主要な任務として犯罪捜査があり、そのための捕り物道具として手木 1 本と差縄 1 筋の所持が許されていた。ただし、脇差しを差すことは禁止されている。
- ・原則として、他領者を弟子にすることは禁じられているものの、縁組み等については国境を越えて他国の乞食仲間と取り結ぶことが認められている。
- ・凡下（＝庶民）が生活に困窮して乞食仲間に入りたいという場合は、必ず目明かしの判断を仰ぐことが要求され、自分で勝手に入れることが禁止されている。

およそ以上が近世中期頃までの乞食小屋主の掟である。

② 明治 3 年（1870）正月に、江刺県下の乞食小屋主が江刺県岩谷堂役所に提出した嘆願書及びその添付文書（江刺市史編纂委員会編『江刺市史』5 巻・資料篇・近代Ⅱ（江刺市、1979 年）209～301 頁）

ここでもこの資料の大意のみを示すが、まず、嘆願書は、乞食小屋主は、旧領中に徒^{いたずら}者取り締まりのため村々へおかれて、悪者どもを制動してきた、享保年中仙台北城下の目明かし重右衛門（＝十右衛門）の支配となり、以後「取り方向き芸道」に励んできたものであるから、明治新政府下になっても、旧領時代同様召し使って欲しいと訴えたものである。

その附属文書は乞食小屋主の職務を書き上げた長文のもので、要旨は、

- ・殺人犯・放火犯その他の重罪人の捜査を町奉行より隠密に命じられ、場合によっては他国にまで出かける。
- ・乞食小屋主は「御政事の端に拘わり、重き御用」を勤めている。
- ・浪人・長脇差し・押し売り・乞食等の強乞いをする者は、自分たちの判断で、見当た

り次第追い払っている。

・以上の職務のため、刀・十手^{じって}・指し縄・御用提灯の所持が認められている。
などというものである。

この嘆願書は、自分たちの職務がいかに重要なものかを印象付けようとするものであるから、いくぶん誇張されている可能性があるが、乞食小屋主が目明かしの支配を受けつつ、一定の治安維持機能をもっていたことは認められよう。

江刺郡の乞食小屋主の事例がそのまま一関市域の仙台藩領に存在した小屋主に当てはまるか否かは検討の余地があるが、ある程度近似的であると推測することはできるだろう。

このように被差別民が警察機構の末端に組み込まれることは、仙台藩に独自のものではなく、むしろ全国的によくみられることである。例えば、幕府も天保4年(1833)11月に、在々に盗賊・悪党がいたら、村役人の命に従って召し捕らえるよう穢多・非人に命じている(『御触書天保集成』(岩波書店、1941年)6499号)。

ただし、同令は、その場合でも、穢多・非人が自分の判断で百姓に縄を懸けて取り調べてはならず、必ず村役人に届け出て指図を受けるように、とも命じている。たとえ盗賊・悪党でもそれが百姓ならば、身分的には穢多・非人よりも上であることを示している。この点は仙台藩でも同様であり、例えば、百姓を乞食小屋に引き下げて取り調べてはならないとされている(『宮城県史』31・史料集Ⅱ(宮城県、1962年)21頁、年不詳5月26日、『気仙郡大肝入 吉田家文書』文化4年37番)。

このことは同時に、身分的には下である穢多・非人が百姓の召し捕り業務の一端を担うことにより、百姓の穢多・非人に対する憎悪感を強め、それがさらに差別意識を増幅したに違いない。

Ⅲ 一関市域の仙台藩領

一関市域の仙台藩領において、小屋主はどのように存在していたのだろうか。実は、この点さえまったく解明されていないのではなかろうか。わたしが接した関係資料はわずかに次の2点のみである。

- ① 『宮城県史』31、37・8頁、宮城教育大学附属図書館蔵『仙台藩判決録』86号、『吉田家文書』文化6年(1809)18番)

本件は、東山下折壁村(室根村)乞食小屋主の居家が焼失した際の取り扱いについて、検断・肝入からの報告を受けて、大肝入が代官に問い合わせ、さらに代官が郡奉行に問い合わせ、その指令を記録したものである。

それによれば、乞食小屋主は郡村の空き地などに居住している者で、御郡人別帳には付いていない者である。その小屋が出火類焼したときは、平人に関係がなければ、大肝入の申し出を代官が承知するだけで済ませ、何か口論等があれば、その頭が処理することになっていると指令している。

- ② 平重道・小々高幸「宮城県瀬峰町の旧検断家に残る気仙郡小屋主資料」(瀬峰町史編集委員会編『瀬峰町史 全』(瀬峰町役場、1966年)所収)

寛政8年(1796)に気仙郡三口村(気仙郡に三口村はないが、資料のまま)の小屋主市左衛門が規格にはずれた小屋普請をしたため、支配頭の目明かし清兵衛によって有住村(住田町)小屋主宇平太と小屋替えを命じられた。この命令は、本吉郡志津川(宮城県南三陸町)

小屋主与惣治と東磐井郡大原小屋主海右衛門によって市左衛門に伝えられた。

これに対して村方の検断・肝入が、乞食小屋は村方で手当をし、土地・材木も提供しているのであるから、前もって相談があつて然るべきであるとして、宇平太は不行跡であり、一方市左衛門の伴金五郎が適任だから跡小屋主に立てて貰いたいと要求した。

この目明かし・小屋主集団(このなかには千庵小屋主飛助も加わっている)と村方との紛争の経緯を村方の立場で記したのが同資料である。その最終結果がどうなったかは不明だが、小屋主と村方との関係、また小屋主間の連携等が不十分ながら窺われる。

以上の2点だけでは、乞食小屋主が一関市域の村々に何人ほどいたのか、彼らが犯罪捜査や被疑者の捕縛等にどのように関与したのか、さらにはその生活実態はどうだったか等、ほとんど分からないので、すべて今後の資料発掘に委ねざるを得ない。

IV 一関藩領

1) 小屋主の生態

これに対して、一関藩領の小屋主については、一関藩の刑事判例集である『増補刑罪録』からだけでも多くの知見を得られる。関係記事を表示した【資料 2】から読み取れる一関藩領小屋主の生態を列挙してみよう。

- ・同心・小人や目明かし・^{しま}べり役の指揮を受けて、犯罪捜査や被疑者捕縛に携わる (No. 1、3、4、8、14、18、19、20、21、24、35)。
- ・聞き抜けと称する情報収集を行う (No. 22、23、29、37)。
- ・諸事件の^{ないさい}内済に立ち入り、謝礼を受ける (No. 11、13、16、27、28、30、34、39、41)。
- ・博奕事件に係わる (No. 2、15、17、26、27、28、29、33、38、39)。
- ・被疑者預かり、あるいは取り逃がし (No. 5、42)。
- ・不審者を宿泊させ、あるいは囲いおく (No. 12、32)。

小屋主の果たした役割を大雑把にまとめれば、およそ以上の通りであろう。しかし、役割以上に重視すべきは小屋主の身分上の地位であり、平人との区別がNo. 7、25、26、31、33、38にみられる。こうした卑賤視された存在としての小屋主が警察機構の末端に位置付けられたことは、全国的にしばしばみられる現象である。

ところで、【資料 2】で目立つのは一関村(旧一関市)の小屋主の記事であり、全部で 14 件ある。しかも 1 つの家が小屋主の地位を世襲しているのではないかと^{ふし}思わせる節がある。すなわち、一関村の小屋主を整理すると、①関右衛門(1、3)―②淀右衛門(7)―③吉右衛門(淀右衛門^{ふし}伴、7、9、13、15)―④儀兵衛(吉右衛門^{ふし}伴、13、15)―⑤淀右衛門(16、22、27、29)―⑥義兵衛(32)―⑦義三郎(38、39)―⑧^{がんじ}訥治(42)となる。

このうち、②淀右衛門―③吉右衛門―④儀兵衛が親子関係にあることは疑いない。また⑤淀右衛門、⑥義兵衛、⑦義三郎は、曾祖父の名を継いだり、あるいは父の名の1字を受け継いだりした可能性があるのではないか。ただし、①関右衛門と②淀右衛門との関係は不明である。また、⑦義三郎は 39 で領外三里四方追放になっているので、その跡を継いだ⑧^{がんじ}訥治は⑦と無関係であろう。

このような推測が許されるならば、②～⑦の6代が家を継いでいることになる。小屋主の身分を考慮すると、まったく新たな家が一関村の小屋主に任命されることよりは、同一の家柄が小屋主の地位を相続すると考える方が自然ではなかろうか。

なお、『一関 原田文書』172 頁に、おそらく【資料 2】の No. 3 と同一事例と思われるが、^{あいわ}明和 7 年(1770)に、乞食頭松太郎が^{とみさわ}富沢村(旧一関市)平之助を召し捕ったことで 1 貫文の褒美を与えられ、また【資料 2】には掲げられないが、^{てんめい}天明 5 年(1785)7 月に、乞食頭淀右衛門が破牢囚人を召し捕ったことで、同じく 1 貫文の褒美を与えられた記事がある。

2) 乞喰頭の追放刑への関与

一関藩には、上記の乞食小屋主を統括する乞喰頭が存在した。この乞喰頭の実態についてはほとんど不明であるが、『増補刑罪録』からは、追放刑を宣告された無宿者等は乞喰頭に渡されて追放処分されたことが窺われる【資料 3】。

この手続きがいかなる経緯で成立し、どのような意味をもったのかについては、まだ検討できていないが、被差別民が刑の執行に関与する一形態として留意しておく必要がある。

III その他の被差別民

『増補刑罪録』に表れる被差別民は小屋主が圧倒的多数であるが、小屋主以外の被差別民についての記載もある。それは、^{え た らいじん}穢多と癪人である。

1) 穢多

- ・^{あいわ}明和 4 年(1767)9 月、穢多長八は、怪しい点があつて牢に収容されたが、疑いが晴れて出牢したうえ、妻子を召し連れて所払いに処された(2455 号)。

穢多についての事例は上記の 1 件のみで、また、記述もこれだけで具体的な内容は不明だが、所払いなので、妻子とともに他村に移されたのではないかと推測される。

仙台藩城下の穢多は^{かわらまち}川原町(現仙台市青葉区)に集住していて、皮革生産の独占営業権をもっていたが、^{たくけい}磔刑執行に際して^{やり}鑓を突く^{けいり}刑吏としての役割をも担わされた(吉田『仙台藩刑事法の研究』87 頁)。一関藩の穢多の人数・性格・任務等についてはまだまったく調査していないので、仙台北城下の穢多との異同を述べることはできないが、今後追究すべき課題である。

2) 癪人

- ・^{ぶんか}文化 13 年(1816)5 月、^{ながれしみず}流清水村(花泉町)癪人金蔵は、^{いずのしんまち}伊豆野新町(現宮城県栗原市志波姫伊豆野と思われる)の癪人小屋に頼まれていたとき、制禁を犯した者がいたのにそれを制せず、犯人が捕縛された際に取り騒ぎ、乞喰頭へ立ち合ったことを不届きとされ、牢舎 10 日と申し渡された(2464 号)。

癪人についての事例もこの 1 件のみで、これまた内容が必ずしも明瞭でないが、伊豆野新町という所に癪人小屋があったらしい。金蔵は頼まれてそこにいたとのことだが、仙台藩の癪人小屋主については、本人が癪病人ではなく、癪病人を収容する小屋の管理者だったが、17 世紀後半には癪病人の収容がなされなくなり、そこで、癪人＝癪人小屋主は各戸を勧進して廻ったり、警察業務などの御用を務めるようになった、との研究がある(鯨井千佐登『境界の現場』(辺境社、2006 年)第 5 章「境界の神と皮＝衣裳」)。

一関藩の上記記事でも、金蔵は頼まれて小屋にいたというのだから、金蔵自身は癪病人ではなかった可能性がある。また、『増補刑罪録』で「制禁を犯す」という記述は、しばしば博奕を行ったと同義に使われる場合が多いように思われるので、要するに癪人小屋で

博奕が行われ、それに取り締まりの手が入ったとき、乞喰頭とともにその捕縛を逃れようとして妨害したというようなことではないだろうか。

なお、この裁判は仙台北城下の評定所で行われたと思われるので、金蔵の身柄が一関藩の在仙留主居に渡されて、一関城下の牢屋で10日間の拘禁が行われたのだろう。

IV 被差別民の身分解放

このような被差別民は、法制的には明治4年(1871)8月の穢多・非人の称を廃止する令によって解放されたわけだが、実際にはその後も長期にわたって(現在でも)差別意識が存続する。しかし、この点についてはこれ以上触れない。

ただ、ここでは、盛岡藩領^{たかぎとお}高木通^{うきだ}り浮田村^{とうわちよう}(現花巻市東和町)に文化12年(1815)～元治元年(1864)にみられる「小屋頭」の身分解放についての興味深い事例を、阿部茂巳「元治元年小屋頭の身分解放」(『岩手史学研究』86号、2003年)に従って紹介しておく。

阿部氏によると、この小屋頭の職務は、①祭礼などの村の警備役、地廻りのような役目、②犯罪被疑者の留置、③目明かしの手下となって犯人の探索・逮捕、④行刑役の一端の担い手、⑤野非人^{いたずらもの}や徒^{かんじん}者の排除、⑥勧進、⑦皮革業、等が挙げられる。また彼はこれらの職務の裏で、⑧被疑者逃亡の援助や盗品購入者へのゆすりたかり等の闇の仕事もした。

彼の小屋は「エタ小屋」と呼ばれ、嘉永元年(1848)にはその建て替え費用を要求して、檀那場^{だんなば}3ヶ村から各3両^なずつの計9両を出させている。そして元治元年には、この3ヶ村に対して各5両^なずつの身洗い金^{みあら}を出して、百姓にしてもらったというのである。

この驚くべき多様かつ複雑な職務と性格をもつ小屋頭は、これまでの被差別民研究からすれば、穢多の職務・性格をもつとともに、非人(=乞食)のそれをも併せもつ。本来別個であるべき穢多と非人が、彼においては完全に融合しているとしかいえないのである。

この浮田村と地理的にさほど遠くない一関市域にも、すでに述べたように乞食小屋主と乞喰頭がいた。この両者に何らかの交流があったか否かは分からないが、一関市域の乞食小屋主・乞喰頭は非人的要素をもつのみで、穢多とは異なるように思われる。

しかも、浮田村の小屋頭が檀那場の村々に身洗い金を出して百姓=平人になったのに対して、一関市域の乞食小屋主・乞喰頭には、そのような身分解放はみられない。むしろ明治になっても旧藩時代の身分と職務の維持を歎願している江刺県下の乞食小屋主と同様の態度を取ったとすれば、両者の違いはきわめて大きい。この違いは一体どこから生まれたのだろうか。今後追究すべき重要な課題である。

おわりに

江戸時代の東北地方にはいわゆる被差別部落はなく、それが現在でも差別問題があまり表面に出ない原因の一つだといわれるようである。確かに被差別民が多数集住していた地域はほとんどなかったように思われる。しかし、被差別民がいなかったわけでは決してない。彼らは、城下では数軒が一定地域に集住していることもあったが、農村部では何ヶ村かに1軒という具合に散在していたらしい。

このような被差別民のうち、仙台藩領・一関藩領でとくに警察力として利用されたのが乞食小屋主である。彼らは仙台北城下の目明かしの支配を受けつつ警察活動に従事した。その取り締まりの対象となるのは、多くの場合百姓・町人であるから、百姓・町人からすれ

ば、この乞食小屋主は警察権力を振るう恐ろしいものであり、その恐怖心が乞食小屋主に対するさらなる差別意識を助長したことだろう。しかし、この点の具体的検証はいまだなし得ておらず、今後の課題としなければならない。

なお、幕末においては、盛岡藩領浮田村の被差別民のように平民に上昇する者がいる一方、維新期の全国的な身分解放に際して、それまでの被差別民の特権維持のため身分解放を望まない者も存在する。しかし、明治初年の近代的警察制度の導入により、被差別民は警察機構から排除されたものと思われる。その旧仙台藩領・一関藩領における具体的過程の解明はほとんどなされていないのではないかと思われるので、これも今後の課題である。

(資料1) 江戸の刑罰と非人

(『日本近世行刑史稿』上, ① 677頁, ② 607頁)



【資料2】『増補刑罪録』に見られる小隠主関係記事

No.	年	月	名	前	幕	住	所	記	事	内	容	刑	罰	賞	通し	番	号
1	宝暦 9年(1759)	8月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	盜賊召捕に背折り				錢500文宛				2665	
2	明和 3年(1766)	9月	不明	不明	不明	不明	不明	上黒沢村薩兵衛水意源内が乞喰小屋で博奕								618	
3	明和 7年(1770)	6月	松太郎	松太郎	松太郎	松太郎	松太郎	同心が申し付けた南部者を召し捕る				鳥目1貫文宛				2666	
4	寛政 6年(1794)	5月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	御小人隠居の手先となり、隠匿を希ひ羽織を着る				鳥目500文				2456	
5	寛政 11年(1799)	2月	深吉	深吉	深吉	深吉	深吉	召捕者の番に付き、取り逃がす				牢金30日				2457	
6	享和元年(1801)	3月	京右衛門	京右衛門	京右衛門	京右衛門	京右衛門	妻子病氣で山伏の祈禱を受け、狐を付けられたと申し隠け				牢金30日				2384・2458	
7	享和元年(1801)	3月	吉右衛門	吉右衛門	吉右衛門	吉右衛門	吉右衛門	同心・目明かしの供、百姓と同席博奕、貴殿の分を失				牢金20日				2459	
8	享和 3年(1803)	11月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	殿ののみで百姓へ隠匿け・酒問				牢金10日				2460	
9	文化 4年(1807)	2月	吉右衛門	吉右衛門	吉右衛門	吉右衛門	吉右衛門	百姓訴状を代筆、その身古判を用立てる				牢金10日				494・2461	
10	文化 4年(1807)	4月	不明	不明	不明	不明	不明	東山北小栗村半之丞頼頼太郎が、小隠主の吟味を恐れる				牢金30日				1228	
11	文化 4年(1807)	4月	不明	不明	不明	不明	不明	無宿者を不始末に隠し置く等				牢金30日				1229	
12	文化 4年(1807)	9月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	侍召仕の女が無行衛の件で内済取り計らい				牢金5日				2462	
13	文化 9年(1812)	12月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	三關村隠匿が、お尋ね者に出会ったと、小隠主へ偽り報告				牢金3日				2463	
14	文化 10年(1813)	11月	不明	不明	不明	不明	不明	博奕場に行きながら吟味をなかつた				牢金50日				1235	
15	文化 13年(1816)	9月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	密偵に付け込み金を取るうとした等				牢金50日				2465	
16	文政 5年(1822)	10月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	博奕・夜類盗				牢金50日				2466	
17	文政 7年(1824)	2月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	仙台藩役人に命じられ、一関藩領民を召し捕り、報告遅延				牢金10日				2467	
18	文政 8年(1825)	6月	佐吉	佐吉	佐吉	佐吉	佐吉	無宿者召捕につぎ不始末等				牢金10日				2468	
19	文政 9年(1826)	8月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	隠匿の場に駆け付け、過剰・不法の取り計らい				牢金10日				2469	
20	天保 3年(1832)	正月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	元・より殺林治が、隠測で取り留めもないことを小隠主へ話す				牢金10日				2470	
21	天保 3年(1832)	正月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	聞き逃がし行き遅いことを目明かきに報告				牢金10日				1035	
22	天保 3年(1832)	正月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	聞き逃がし行き遅いことを目明かきに報告				牢金5日				2471	
23	天保 3年(1832)	正月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	聞き逃がし行き遅いことを目明かきに報告				牢金5日				2472	
24	天保 4年(1833)	2月	不明	不明	不明	不明	不明	花火を立てた流金沢村の百姓を、小隠主が取り抑え				不明				864	
25	天保 4年(1833)	2月	不明	不明	不明	不明	不明	流金沢村至神蔵が、小隠主母を平人同様に扱う				不明				1249	
26	天保 4年(1833)	7月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	百姓の博奕を取り捕らう、酒代金受領、同調で飲酒				牢金50日				2081・2473	
27	天保 4年(1833)	7月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	酒代金を貰い、百姓の博奕を取り捕らうことに合意				牢金10日				2474	
28	天保 4年(1833)	7月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	百姓の博奕を取り捕らう、酒代金を貰い、百姓の博奕を取り捕らうことに合意				牢金5日				2475	
29	天保 5年(1834)	12月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	聞き逃がし行き遅いことを目明かきに報告				牢金5日				2476	
30	天保 6年(1835)	12月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	聞き逃がし行き遅いことを目明かきに報告				牢金20日				2477	
31	天保 7年(1836)	8月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	聞き逃がし行き遅いことを目明かきに報告				牢金20日				1040	
32	天保 9年(1838)	9月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	聞き逃がし行き遅いことを目明かきに報告				牢金30日				281・2478	
33	弘化元年(1844)	8月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	聞き逃がし行き遅いことを目明かきに報告				牢金70日				713・2479	
34	弘化元年(1844)	10月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	聞き逃がし行き遅いことを目明かきに報告				牢金70日				1540・2222	
35	弘化 2年(1845)	3月	不明	不明	不明	不明	不明	東山北小栗村の番、押込3日				牢金50日				944	
36	弘化 2年(1845)	3月	不明	不明	不明	不明	不明	東山北小栗村の番、押込3日				牢金50日				1306	
37	弘化 2年(1845)	3月	不明	不明	不明	不明	不明	東山北小栗村の番、押込3日				牢金50日				2480	
38	弘化 4年(1847)	5月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	聞き逃がし行き遅いことを目明かきに報告				牢金50日				765・2482	
39	弘化 4年(1847)	11月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	聞き逃がし行き遅いことを目明かきに報告				牢金50日				2481	
40	嘉永 2年(1849)	5月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	聞き逃がし行き遅いことを目明かきに報告				牢金50日				2483	
41	嘉永 4年(1851)	12月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	聞き逃がし行き遅いことを目明かきに報告				牢金50日				772	
42	安政元年(1854)	2月	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	關右衛門	聞き逃がし行き遅いことを目明かきに報告				牢金50日				2484	

【資料3】『増補刑罰録』記載の乞食頭領と追放事例

№	記事年月	名	前	住 所	罪 状	追 放 刑 罰 事	通し番号
1	宝暦 6年(1756) 5月	八十郎	狐澤寺村九右衛門子	蔵の戸を明け、味噌等盗	乞食頭え相渡、入蔵之上御領外追放	78	
2	宝暦 6年(1756) 9月	又五郎	酒澤村又兵衛弟	米2束・衣類を2ヶ所で盗	乞食頭え相渡、御領外追放 持遺具欠所	82	
3	宝暦 6年(1756) 9月	兼松	無宿	願西寺弟子になり、取違立替、寺で小盗	乞食頭え相渡、御領外三里四方追放	89	
4	宝暦 8年(1758) 8月	草八郎	無宿	追放立替の上盗	乞食頭え相渡、目印付、御領外追放	91	
5	安永 7年(1778) 4月	草五郎	無宿	取入りの銭盗	乞食頭え相渡、目印付、御領外三里四方追放	105	
6	安永 8年(1779)10月	十之次	流日形村又三郎弟元永香道放立替	本所へ立ち入り、強盗・不法	乞食頭え相渡、御領外五里四方追放 持遺具欠所	1145	
7	天明 4年(1784) 5月	玉蔵	中求堂之助備代当時無宿	土蔵敷へ忍び込み、白米盗	乞食頭え相渡、御領外三里四方追放 持遺具欠所	111	
8	天明 5年(1785) 2月	長左衛門	無宿	持遺具欠所	乞食頭え相渡、目印付、御領外三里四方追放 持遺具欠所	114	
9	天明 5年(1785) 4月	若左衛門	無宿	如々で穀物盗	乞食頭え相渡、御領外五里四方追放 持遺具欠所	118	
10	天明 7年(1787) 3月	林蔵	流沢村地逃	柄床・穀物盗	乞食頭え相渡、御領外三里四方追放	126	
11	天明 8年(1788) 8月	三太郎	流沢村九五郎出立立替	本所へ立替盗	乞食頭え相渡、御領外三里四方追放	128	
12	寛政 2年(1790)12月	栄吉	無宿	盗賊へ合心、盗物配分を得る	乞食頭え相渡、目印付、御領外三里四方追放 持遺具欠所	129	
13	文化元年(1804)10月	銀蔵	願成寺弟子白龍亭	願成寺を出立立替、金・衣類盗	乞食頭え相渡、目印付、古川切通放	137	
14	文化 6年(1809)12月	元助	無宿	傳書・金・衣類盗	小座主へ相渡、本野切通放 持遺具欠所	1598	
15	文化 8年(1811) 4月	新蔵	無宿	傳書・金・衣類盗	乞食頭え相渡、目印付、本野切通放 持遺具欠所	838	
16	文化 9年(1812) 7月	慈吉	三本木町出生無宿	傳書・金・衣類盗	乞食頭え相渡、目印付、本野切通放 持遺具欠所	1000	
17	文化 9年(1812)12月	丹治	無宿	數ヶ所へ忍び入り、衣類盗	乞食頭え相渡、目印付、御領外三里四方追放 持遺具欠所	146	
18	文化12年(1815)10月	一山	無宿	瑞川寺へ忍び入り、衣類盗	乞食頭え相渡、目印付、御領外三里四方追放 持遺具欠所	147	
19	文化12年(1815)10月	兼松	無宿	百枝家へ忍び入り、米・味噌等盗	乞食頭え相渡、目印付、御領外五里四方追放 持遺具欠所	148	
20	文化 3年(1820)12月	兼左衛門	流日形村旧百姓出立立替	田地・金・衣類盗	乞食頭え相渡、目印付、御領外五里四方追放 持遺具欠所	366	
21	文政 6年(1823) 6月	蔵九郎	流日形村追放立替	田地・金・衣類盗	乞食頭え相渡、目印付、御領外五里四方追放 持遺具欠所	1180	
22	文政 7年(1824)8月	普助	無宿	取調・衣類等盗	乞食頭え相渡、目印付、如々阿武隈川・宮川南へ追放 持遺具欠所	165	
23	天保 2年(1831) 9月	太吉	無宿	白米・味噌等盗	乞食頭え相渡、目印付、片鱗刺落、面町驛之上、御領外追放 持遺具欠所	180	
24	天保 4年(1833)10月	徳五郎	無宿	米1俵盗の疑い	乞食頭え相渡、目印付、御領外追放 持遺具欠所	185	
25	天保 8年(1837) 5月	徳治	無宿	再盗賊所行	乞食頭え相渡、目印付、御領外五里四方追放 持遺具欠所	1194	
26	天保 8年(1837) 6月	三之助	無宿	小盗・傳書	乞食頭え相渡、目印付、御領外五里四方追放 持遺具欠所	200	
27	天保 8年(1837)12月	市三郎	二關町長蔵出立立替	坂中出立立替、小盗	乞食頭え相渡、御領外三里四方追放 持遺具欠所	204	
28	天保10年(1839) 2月	五右衛門	流日形村無宿	盗物配分を得る、傳書	乞食頭え相渡、目印付、御領外三里四方追放 持遺具欠所	214	
29	天保10年(1839) 4月	佐仲	流日形村無宿	出立立替、処々へ忍び入り盗	乞食頭え相渡、目印付、御領外三里四方追放 持遺具欠所	216	
30	天保10年(1839) 7月	多利蔵	流日形村追放立替	盗物配分の上盗	乞食頭え相渡、目印付、古川切通放 持遺具欠所	218	
31	天保10年(1839) 8月	つま	二關町源兵衛家直都無宿	盗物配分を得る	乞食頭え相渡、古川切通放 持遺具欠所	220	
32	天保10年(1839) 8月	豊蔵	流日形村追放立替	盗物配分を得る	乞食頭え相渡、目印付、御領外三里四方追放 持遺具欠所	222	
33	天保11年(1840) 5月	平蔵	無宿	人聚へ忍び入り、衣類・穀物盗	乞食頭え相渡、目印付、御領外五里四方追放 持遺具欠所	223	
34	天保11年(1840) 5月	友治	無宿	盗物配分を得る	乞食頭え相渡、目印付、御領外五里四方追放 持遺具欠所	224	
35	天保12年(1841) 2月	三蔵	無宿	同類が盗んだ品を隠した	乞食頭え相渡、御領外三里四方追放 持遺具欠所	227	
36	天保12年(1841)10月	金助	無宿	盗物より衣類盗、盗の疑い	乞食頭え相渡、御領外三里四方追放 持遺具欠所	228	
37	天保12年(1841)12月	岡治	無宿	所々へ忍び入り盗	乞食頭え相渡、目印付、御領外三里四方追放 持遺具欠所	229	
38	天保13年(1842) 3月	卯太郎	無宿	盗賊所行	乞食頭え相渡、目印付、御領外三里四方追放 持遺具欠所	230	
39	天保13年(1842) 3月	豊松	無宿	盗賊所行	乞食頭え相渡、目印付、御領外三里四方追放 持遺具欠所	231	
40	天保13年(1842)11月	源蔵	無宿	盗賊所行	乞食頭え相渡、本野切通放 持遺具欠所	232	
41	天保13年(1842)11月	八太郎	無宿	盗賊所行	乞食頭え相渡、衣川切通放 持遺具欠所	233	
42	天保13年(1842)11月	源次郎	下黒沢村西光寺弟子追放立替受重事	遺俗の上寺内へ立ち入り	乞食頭え相渡、阿武隈川・宮川南へ追放 持遺具欠所	1197	
43	弘化 2年(1845) 3月	貞蔵	真山宿村追放立替	遺俗の上寺内へ立ち入り	乞食頭え相渡、目印付、御領外五里四方追放 持遺具欠所	240	
44	嘉永 2年(1849) 5月	佐蔵	真山宿小梨村出立立替	所々で作物盗	乞食頭え相渡、御領外五里四方追放 持遺具欠所	244	
45	嘉永 2年(1849) 5月	与助	無宿	有壁取役所で宿無心、過言・法外	乞食頭え相渡、御領外五里四方追放 持遺具欠所	2483	
46	嘉永 2年(1849) 5月	市蔵	無宿	有壁取役所で宿無心、過言・法外	乞食頭え相渡、御領外五里四方追放 持遺具欠所	774	
47	嘉永 6年(1853) 7月	十蔵	流日形村追放立替	身元取り・傳書	乞食頭え相渡、古川切通放 持遺具欠所	246	
48	嘉永 6年(1853)12月	嘉七	真山中興玉村旧百姓	院内御用盗	乞食頭え相渡、御領外三里四方追放 持遺具欠所	247	
49	安政元年(1854)12月	長吉	二關町茂蔵旧借家南部無宿	道を盗	乞食頭え相渡、御領外三里四方追放 持遺具欠所	249	
50	安政 2年(1855) 3月	秋田	無宿	町家で金盗	乞食頭え相渡、御領外三里四方追放 持遺具欠所	778	
51	安政 3年(1856)正月	千代治	旧御膳組追放立替	傳書・處事を出訴	乞食頭え相渡、古川切通放 持遺具欠所	306	
52	安政 3年(1856) 6月	徳治	流日形村岩洞和言弟追放立替	金子欲い取り	乞食頭え相渡、御領外五里四方追放 持遺具欠所		